

令和2年度第2回神戸市子ども・子育て会議「教育・保育部会」および  
第1回神戸市市民福祉調査委員会 児童福祉専門分科会「保育所等認可部会」  
(合同会議) 議事要旨

日時：令和2年9月11日(金)10時～11時

場所： 三宮研修センター7階705

1. 開会
2. 議事

(1) 利用調整基準の改正について

●事務局

資料2により説明(省略)

○委員

- ・神戸市内で施設を運営する者にとっては、ありがたい改正と思っている。90点を加  
点適用者除くということだが、プラス保育士加点もあるということによいか。

●事務局

- ・加点を適用したうえで減点をしないということとなる。勤務時間によってプラス30  
点もしくはプラス60点になる。

○委員

- ・保育士「等」とあるがその範囲はどうなっているのか。幼稚園教諭は入っているのか、  
保育士でも公立・私立は関係ないのか、家庭内保育はどうか。

●事務局

- ・施設は、いわゆる認可施設が対象なので、保育所、認定こども園、小規模保育事業、  
事業所内保育事業、家庭的保育事業を対象にしている。企業主導型以外の認可外保育  
施設は対象外にさせていただいている。

- ・「資料2」の1ページに「参考1」の真ん中あたりに表があり、保育士加点についてフルタイムで働いている方が30点、短時間で働いている方が20点となっている。
- ・幼稚園教諭も対象だが、長時間預かりや、夏休みや冬休みといった長期休業中も預かり保育を実施している幼稚園に復職される幼稚園教諭を対象にしている。
- ・保育士の配置としてカウントができる看護師の方も対象となる。乳児4人以上預かっている園については1人に限って看護師も保育士カウントできる。

(2) 家庭的保育事業等の認可及び利用定員の設定について
------------------------------

●事務局

資料3により説明(省略)

(質疑なし)